

明治二年

高川村市親未林田家本長子孫子女用帳

六月廿

時辰

後合原

中村古原

源也之吉

一、身家各事

從前所說公法之法也  
若之也事法中自有各  
身家各事之法也

一、身家各事

此乃胸中自有之法也  
身家各事之法也

一、身家各事

此則身家之法也  
身家各事之法也

一、身家各事

此乃身家之法也  
身家各事之法也

一、身家各事

此乃身家之法也  
身家各事之法也

一、身之...

但只以... 亦... 亦... 亦...

一、身之...

但只以... 亦... 亦... 亦...

一、身之...

但只以... 亦... 亦... 亦...

一、身之...

但只以... 亦... 亦... 亦...

一、身之...

但只以... 亦... 亦... 亦...

一、身之...

但只以... 亦... 亦... 亦...

一、身...  
但...  
...

一、身...  
但...  
...

一、身...  
但...  
...

一、身...  
但...  
...

一、身...  
但...  
...

一、身...  
但...  
...

一、身...  
但...  
...

一、身...  
但...  
...

一、身...  
但...  
...





五  
成  
書  
及